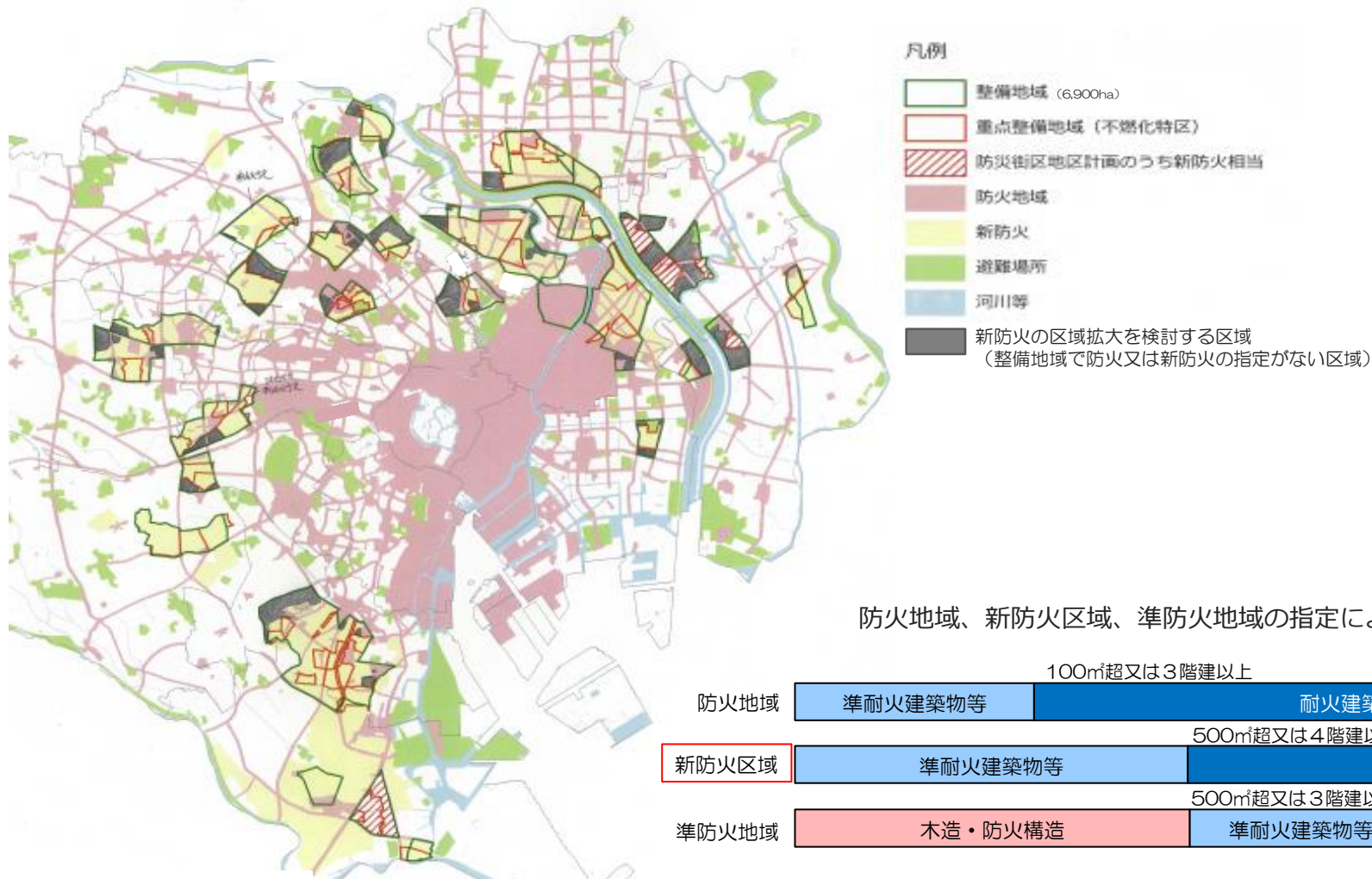


- 平成16年から都独自条例により新たな防火規制（新防火区域）により、準耐火建築物等以上の性能を求める区域を指定している。
- 重点整備地域（不燃化特区）の全域、整備地域6,900haのうち約8割において新防火区域を指定している。

重点整備地域、整備地域における新防火区域の指定状況及び新防火の区域拡大を検討する区域



(出典:東京都資料)

「東京都無電柱化計画 電柱のない安全・安心な東京へ」(平成30年3月)

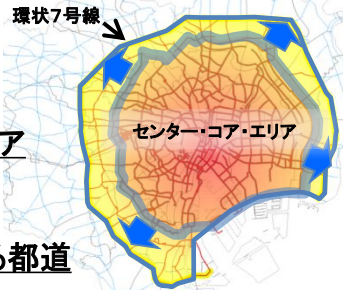
- 都市防災機能の強化、安全で快適な歩行者空間の確保及び良好な都市景観の創出を図るため、道路上の電線類を地中化し、電柱を撤去する無電柱化を進めている。
- 東京都無電柱化推進条例に基づく「東京都無電柱化計画」を策定し、都の無電柱化事業の今後10年間(平成30年度から平成39年度までの基本方針や目標を定めている。

1. 都道の無電柱化の推進

都市防災機能の強化

- ・センター・コア・エリア
- ・第一次緊急輸送道路(環状七号線等)

環状七号線内側エリアへの
拡大イメージ



拡大

- ・環状七号線の内側エリア
- ・区市町村庁舎や災害拠点病院等がある都道

10年後

対象の
全路線で
事業着手

良好な都市景観の創出

主要駅や観光地周辺等の美しい街並みが求められる箇所の整備

拡大

駅や観光地の整備を進め、自然豊かな山間部・島しょ部の整備を検討

10年後

山間部・島しょ部
における整備手法
の確立、モデル路
線の整備

2. 区市町村道の無電柱化の促進

面的な無電柱化に向けた支援

「チャレンジ支援事業制度※」等の活用
モデル路線での実施事例の拡大

10年後

区市町村がこれまで以上に積極的に
無電柱化を推進

※平成30年度までに業務着手し、チャレンジ事業の認定を受けた場合、事業完了まで事業費を補助する

事業名	補助率
無電柱化推進計画等の策定	都費100%
無電柱化チャレンジ路線の検討	都費100%
無電柱化チャレンジ事業 ※平成29年度時点の国交付金の交付率を基に記載	国費55%、都費45% (測量設計費は都費100%)

3. まちづくりにおける無電柱化の面的展開

- 都市再生特別地区を活用し、開発区域内外を無電柱化
- 都市開発諸制度を改定し、区域内の無電柱化を義務化、区域外の無電柱化を評価し容積率を割増
- 土地区画整理事業助成における無電柱化
- 防災生活道路の無電柱化を支援
- 都営住宅建替時の外周道路を無電柱化

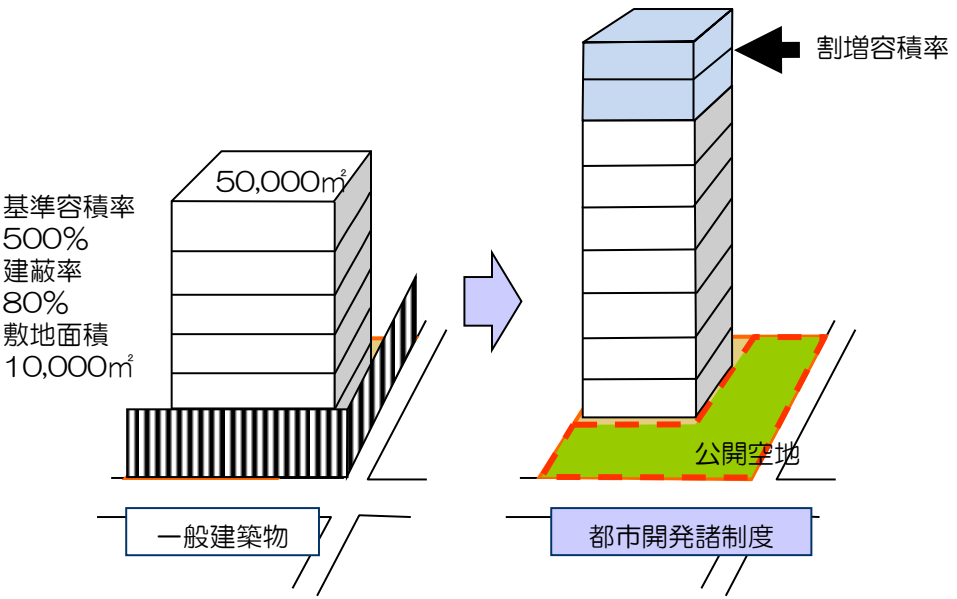
10年後

民間事業者等
による取組が
これまで以上に展開

- 都市開発諸制度（特定街区・高度利用地区・再開発等促進区を定める地区計画・総合設計）を活用する際には、大規模災害時における自立性確保に向け、原則として防災備蓄倉庫や自家発電設備等の整備を行うことを条件としている。
- 帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設を整備する開発計画については、容積率を一定程度割り増すことができることとしている（平成25年6月施行）。

都市開発諸制度

公開空地の整備など、良好な市街地環境の形成に貢献する建築計画に対して、容積率や斜線制限などの建築制限を緩和する制度

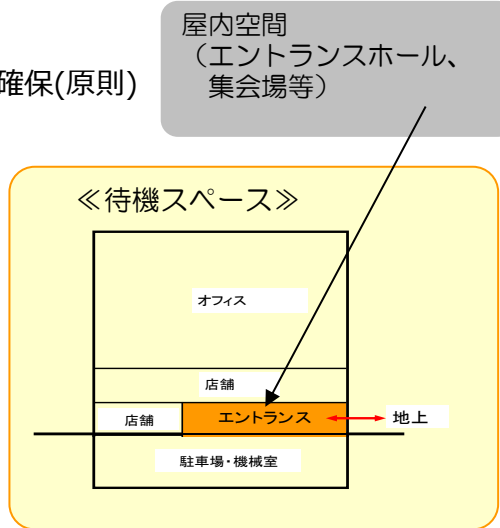


公開空地：
民間の敷地内に設ける空地のうち、日常一般に開放され、不特定多数の者が自由に通行又は利用することができる部分

防災都市づくりの強化(25年6月施行)

- 背景** 【平成23年3月 東日本大震災発生】
- 帰宅困難者発生数（内閣府推計）：東京都で約352万
 - 公共施設等の受入数（都発表）：1,030施設 約9万人
- 【25年4月 都帰宅困難者対策条例施行】
- 従業員の施設内待機の努力義務化
 - 従業員の3日分の備蓄の努力義務化
 - 一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力

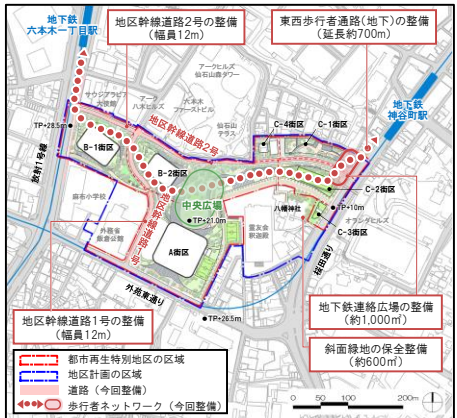
- 概要**
- 大規模災害時での建築物の自立性確保(原則)
防災備蓄倉庫の配置と分散配置
自家発電設備の整備
 - 帰宅困難者の一時滞在施設の確保推進(誘導)整備により容積率の割り増し
一時滞在施設の待機スペースの床面積×0.4



虎ノ門・麻布台地区

■計画緒元

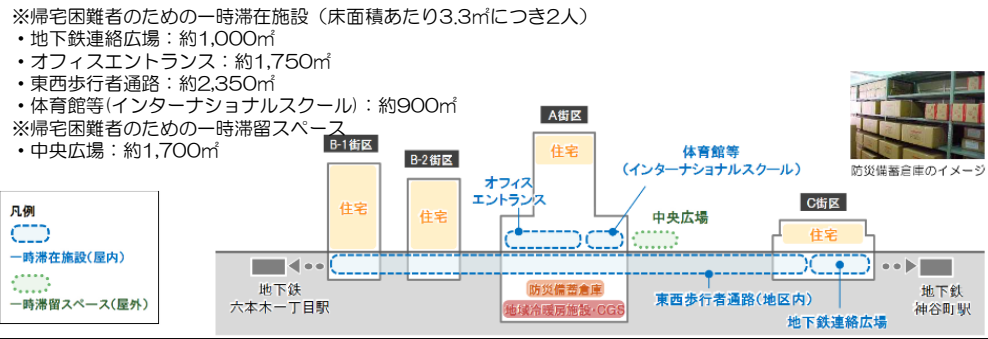
主要用途：住宅、事務所、インターナショナルスクール、サービスアパートメント、小育て支援施設 等
 敷地面積：約63,800㎡
 延床面積：約819,600㎡
 階数高さ：地上65階/約330m(A街区)等
 着工：平成30年度(予定)
 竣工：平成34年度(予定)



■事業継続のための主な対策

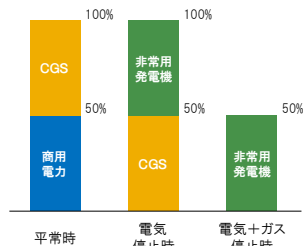
(1) 災害時に大規模広場等を活用した帰宅困難者への対応・整備

○帰宅困難者の受入れスペース、および防災備蓄倉庫の配置イメージ

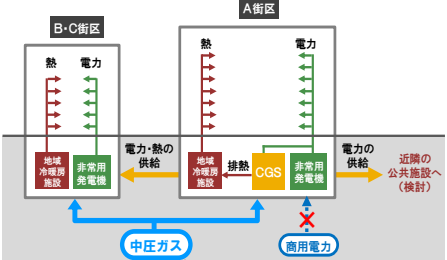


(2) 自立・分散型エネルギーシステムの導入

○電力供給能力のイメージ



○災害時のエネルギー等供給イメージ



(出典：虎ノ門・麻布台地区市街地再開発準備組合[森ビル株式会社]「都市計画(素案)虎ノ門・麻布台地区」より作成)

常盤橋地区

■計画緒元

主要用途：店舗、事務所、下水ポンプ場
 敷地面積：約31,400㎡
 延床面積：約680,000㎡
 階数高さ：地上61階/約390m(A棟)等
 着工：平成29年度(予定)
 竣工：平成39年度(予定)

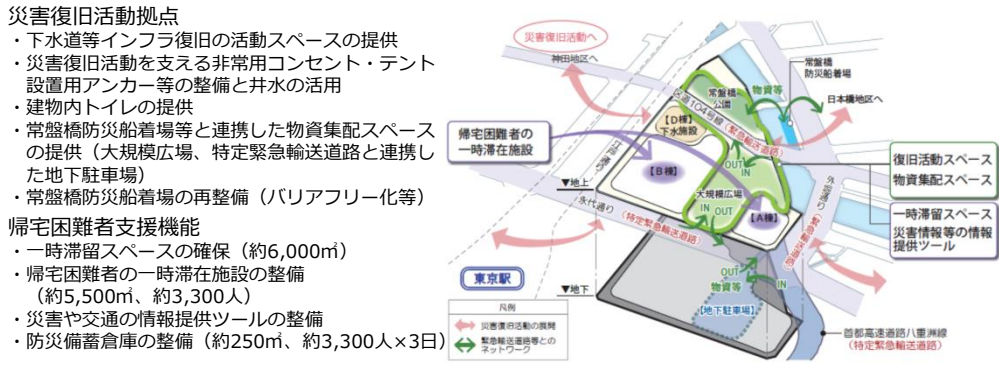


■事業継続のための主な対策

(1) 災害復旧活動の拠点となる広場整備と帰宅困難者対応

○災害時においてもエネルギー供給が可能な大規模広場や建物の整備により、災害復旧活動拠点と帰宅困難者支援機能を整備

◆整備イメージ

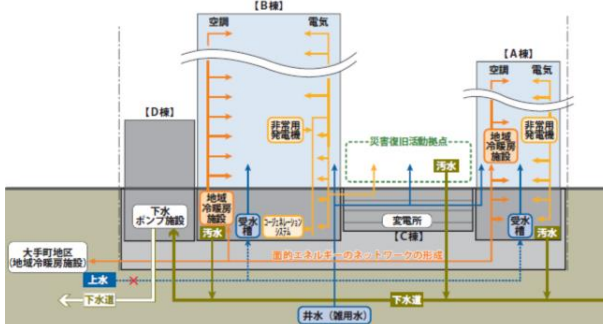


(2) 自立・分散型エネルギーの導入と水の自立化

◇災害時における電力と水の自立型システムイメージ

- 高効率コージェネレーションシステムとデュアル燃料対応型非常用発電機等の導入
- 災害用戸井の活用により、雑排水(トイレ洗浄水)を確保

※建物竣工時期にあわせ、その時代のニーズやエネルギー供給システムの発展に配慮した取組内容を実施



(出典：三菱地所株式会社「都市計画(素案)大手町地区(D-1街区)」より作成)